

「セルフメディケーション税制」

平成28年度税制改正により、本年1月から「セルフメディケーション税制」がスタートしました。WHOによると“セルフメディケーション”とは、“自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること”を意味するようです。そして、これを推進する手段として登場したのが今回ご紹介する「セルフメディケーション」税制ということになります。

※今回ご紹介する情報は、平成29年2月28日時点の情報です。制度開始後2か月しか経過していないため、今後運用される中で改正等が生じる可能性がありますので、ご注意ください。

概要



適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、**平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に**、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、**その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除する**。〔厚生労働省HPより抜粋〕

具体例



課税所得400万円、OTCスイッチ医薬品を年間20,000円購入した場合

所得税：1,600円の圧縮

個人住民税：800円の圧縮



これまでは、年間2万円の支出額では医療費控除の対象にならず、所得税等に全く影響しませんでしたが、この税制により、2,400円の税負担圧縮につながることとなります。

注意点



- ① 本税制は、医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となるため、**本税制または従来の医療費控除のいずれか一方を選択して適用**することになります。
- ② 本税制を受けることが出来るのは、**確定申告する方ご自身**が「特定健康診査」「予防接種」「定期健康診断」「健康診査」を行っている必要があります。なお、これらの受診等を証明するため「領収書(原本)」または「結果通知書(写、健診結果部分は黒塗りする)」等を保管の上、確定申告時にご提出ください。
- ③ インターネット購入の医薬品においては、領収書を自宅のプリンターで出力した場合、「証明書類の原本としては認められないため、確定申告に用いることはできない」とされているため、販売店等に別途証明書類発行の依頼が必要となります。